

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 天王南ショッピングセンター
- (2) 届出日 令和3年2月18日
- (3) 届出内容 法第6条第2項に基づく変更届
 - ①駐車場の位置及び収容台数
 - ②駐輪場の位置及び収容台数
 - ③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2 審査の結果

市意見なし

3 指導事項（付帯意見）

- ・ 駐車場利用実態調査に基づくピーク時の入庫予測では、減少後の駐車台数を下回るものではあるが、駐車台数に余裕があるものではないため、駐車ピークの時間帯には駐車場出入口に誘導員を配置するなど、店舗敷地内への積極的な誘導を行い、店舗前面道路に入庫待ち車両を滞留させないように配慮すること。
- ・ 変更後の駐車場の入庫状況を注視すること。

4 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について、変更はない。

(4) その他の事項

防災・防犯対策への協力、街並みづくり等に係る事項について、変更はない。